⑵　更生会社が前記⑴の株式を取得する日
後記本章第２節の定めに従って発行される募集株式に係る金銭の払込みがされた日（以下「募集株式効力発生日」という。）
第２　発行済株式の消却
更生会社は、募集株式効力発生日において、自己株式（前記第１の定めに従い取得した自己株式を含む。）の全部を消却する。
第３　資本金の額の減少
更生会社は、次に定めるとおり、その資本金の額を減少する。
⑴　減少する資本金の額
3000万円（資本金の全額）
⑵　資本金の額の減少が効力を生ずる日
募集株式効力発生日
第２節　募集株式の発行
更生会社は、次のとおり、新たに払込みを受けて、募集株式を発行する。
⑴　発行する募集株式の内容
①　株式の種類　普通株式
②　発行株式数　１株
③　１株の払込金額　１円
⑵　資本金の増加額
１円
⑶　募集株式と引換えにする金銭の払込期日
更生計画認可決定日の属する月の翌月の末日（なお、期間の末日が銀行休業日に当たるときは、その直後の銀行営業日）とする。
ただし、管財人は、裁判所の許可を得て、払込期日を変更して、更生計画認可決定日以降の任意の日を新たな払込期日として定めることができる。
⑷　募集株式の割当て
募集株式のすべてを、管財人進士肇又は管財人が指定する者に割り当てる。
第３節　役員
第１　役員の退任
更生計画認可決定日現在の更生会社の取締役及び監査役は、更生計画認可決定日に全て退任する。
第２　役員の選任
更生会社の新しい取締役、代表取締役及び監査役（以下、併せて「役員」という。）は、管財人が裁判所の許可を得て選任又は選定する。
第３　役員の任期
前記第２により選任された役員の任期は、選任の日から１年又は選任の日から１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでのいずれか短い期間とする。
第４　役員の変更、補充又は増員
前記第３の任期内に役員の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て管財人がこれを行う。変更又は補充により選任された役員の任期は、前任者の残任期間と同一期間とし、増員により選任された役員の任期は、他の役員の残任期間と同一期間とする。
第４節　更生会社の解散等
第１　更生会社の解散
更生会社は、更生計画認可決定後、管財人が裁判所の許可を得て決定する日に解散する。
第２　清算人の選任等
更生会社の清算人は、管財人が裁判所の許可を得て選任する。管財人は、裁判所の許可を得て、清算人の変更、補充又は増員をすることができる。
第３　清算人の任期
清算人の任期は、清算の結了までとする。
第４　清算業務
管財人は、更生計画に基づいて、会社の財産の管理・処分、租税等の請求権の納付、更生債権者に対する弁済、その他更生計画の遂行並びに会社の清算に必要な業務を行う。
第９章　その他の事項
会社更生法167条１項６号及び７号に該当する事項はない。
別表１ないし10　省略
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ミ）第４１号

パナマ共和国パナマ県パナマ市、パナマ共和国における会社の代理人の所在地及び名称パナマ共和国パナマ市53番Ｅストリート、ウルバニサシオン・マルベーヤ、ＭＭＧタワー16階モルガン・Ｙ・モルガン法律事務所、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
更生会社　ユナイテッド・オーシャン・ハル・ＮＯ．Ｓ1531・エス・エイ
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針及び骨子
第１節　更生計画の基本方針（省略）
第２節　更生計画の骨子
1　清算型更生計画
更生会社は、傭船契約を維持継続しながらも、時機をみて、更生会社が保有する船舶（船舶名ユナイテッド・プレステージ（UNITED PRESTIGE）、船種バルク船、船籍パナマ共和国。以下「本件船舶」という。）を売却し、更生担保権の弁済を行う。本件船舶以外の資産についても、適宜換価処分を行い、共益債権等を控除した残額を原資として、一般更生債権者に対する弁済を行う。
2　更生担保権
本件船舶に係る担保権については、担保の目的である本件船舶を売却処分し、その売却代金から売却に要する諸経費等を控除した金額を、権利変更前の更生担保権の額に従い弁済する。
3　一般更生債権
一般更生債権は、保有する現預金、更生協力金等から共益債権相当額を控除した後の残額を弁済原資とし、確定更生債権額に応じて按分のうえ弁済する。
第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法
第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法
第１　確定更生担保権
確定した更生担保権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表８「更生担保権弁済計画表（船舶）」記載のとおりである。
（確定更生担保権）　2,285,559,500円
（債権者数）　１名
第２　権利の変更及び弁済方法
1　弁済方法の基本方針（省略）
2　本件船舶の売却
管財人は、本件船舶の更生担保権者（以下「船舶更生担保権者」という。）の同意を事前に得た上、裁判所の許可を得て、本件船舶を売却する。
管財人は、本件船舶の売却にあたり、広く買主候補を募り適正な競争環境を確保して売却価格が公正・妥当なものとなるよう売却手続を進めるべく、株式会社新生銀行（以下「フィナンシャル・アドバイザー」という。）及びブローカー数社に買主候補の探索を依頼し、かつ、入札形式により本件船舶を売却する。ただし、管財人が本件船舶を売却するときの条件は、原則として、検船時の現状有姿による売買とし、売主である管財人は瑕疵担保責任を一切負わない。
3　諸経費及び更生協力金
管財人は、本件船舶を売却したときは、本件船舶の売却代金（以下「本件売却代金」という。）から、本件船舶の売却に必要となる諸経費及び更生協力金（以下「諸経費及び更生協力金」という。）を控除した残金（以下「売却手取額」という。）を弁済する。
売却手取額を算出するに際して、本件売却代金から控除する諸経費及び更生協力金は、以下のとおりとする。更生協力金については、船舶更生担保権者と管財人が別途協議し、裁判所の許可を得て定める。